

令和2年7月10日

保護者の皆様へ

京都府立洛西高等学校
校長 藤浦 和之

自転車事故の防止について(依頼)

盛夏の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校では全校生徒の約9割の生徒が自転車を利用した通学をしています。学校においては交通安全指導を実施しているところですが、今年度6月以降7月8日現在、自転車に係る事故の報告を24件受けており、昨年同時期比で増加している状況です。

事故の内容については自損事故が約半分を占めていますが、自転車同士の接触や自動車やバイクとの接触・衝突事故も多く発生しています。

これまで命にかかわるような事故にはいたっていませんが、いつ大きな事故が発生してもおかしくない危機的な状況であると大変憂慮しております。また、地域の方から並列走行、スピードの出し過ぎ、歩道走行、無灯火など生徒の自転車マナーについて御指摘をいただきました。

つきましては、学校ではより一層強く意喚起を行い、交通ルール・マナーを守って安全走行をするよう指導して参ります。保護者の皆様におかれましても、この状況を御理解いただき、御家庭でも御指導をいただきますようよろしくお願ひいたします。

生徒が安心して学校生活が送れるよう、学校と家庭が連携して指導に当たっていきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

※参考(自転車保険について)

- 昨今の自転車による加害事故における高額賠償事例を踏まえ、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例が改正され、平成30年4月1日から自転車保険の加入が義務化されています。
- 本校では、「全国高P連賠償責任補償制度」に加入しています。この制度につきましては7月1日に開催されましたPTA総会資料「生徒の登下校に関する呼びかけ」に詳しく掲載されていますので、再度御確認をお願いいたします。ただし、自己のケガ等の補償や示談サービスはありませんので、万一の事故に対しての補償の充実について、御家庭で御検討願います。

令和2年7月1日

京都府立洛西高等学校
PTA会員様

京都府立洛西高等学校
PTA会長 南朋子
校長 藤浦和之

生徒の登下校に関する呼びかけ

向暑の候会員の皆様には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校PTA活動に深い御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、学校には様々な御意見等が寄せられています。学校での指導の情報が御家庭にも伝わり、お話し合いをされていることもあるとは思いますが、生徒の安全を守る観点から、洛西高校PTAとしまして、次の内容について直接保護者の皆様にお願いいたします。

1 交通安全について、御家庭でも話し合いをしてみましょう。

「自転車の安全走行」について話をしたことがありますか。

- (1) 自転車で通学をしている生徒が多くいます。本校への通学経路には坂が多く、特に下り坂ではスピードが出すぎて、歩行者の安全を脅かしているケースがあります。
- (2) 並列走行やスマートフォン携帯電話を操作しながらの走行、イヤホンを装着しながらの走行は、本人だけでなく、歩行者にとっても非常に危険です。また、学校としては、危険防止の観点からも携帯音楽プレイヤーの持ち込みを禁止しています。
- (3) 雨天時の自転車のカサ差し運転は禁止されており、大変危険です。必ずカッパを着用させましょう。
- (4) 自転車は一列で左側を走行しましょう。通行可能な歩道では歩行者優先を忘れずに。

裏面に高校生による自転車事故の高額賠償例を挙げています。

自分の安全も他人の安全も守るように心がけることが大切です。

万が一事故が起こった場合は、怪我等への対応をまず第一とし、その後、怪我の有無にかかわらず、警察や学校にもお知らせください。

2 自家用車による生徒の送迎が御近所の迷惑になってしまいませんか。

学校に次のような御意見が寄せられています。

- (1) 早朝練習や雨天時に自家用車で送って来られる方に対する御意見
「朝の通勤時間と重なり、通行に支障が出ている。」「早朝からドアの開け閉め等の音が大きく響く。」
- (2) お迎えに来られる方に対する御意見
「迎えの時間調整のため家の前に長時間駐車されている。」「エンジンをかけたままの駐車は、騒音と排気ガスで迷惑。」「たばこの吸い殻をはじめ、ゴミを散乱させる人もいて非常に迷惑。」

地域の学校として、御近所とお互い協力をていきましょう。

【平成 25 年 7 月の神戸地方裁判所判決】

男子小学生（11 歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62 歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となつた。賠償額は 9,521 万円。

【高校生による自転車事故の高額賠償例】

- 通学中、歩行者に衝突。被害者には、脊髄損傷による麻痺の後遺障害が残った。賠償金額 6,008 万円
- 帰宅途中、街灯のない道で歩行者に衝突し死亡させた。賠償金額 3,912 万円
- 道路右側を走行中、対向進行してきた主婦の自転車と接触し、転倒させ、死亡させた。賠償金額 2,650 万円
- 帰宅途中、無灯火で歩行者に気付かず衝突、死亡させた。賠償金額 1,169 万円
- 帰宅途中、植木の剪定をしていた作業者の脚立に接触、転倒させ、死亡させた。賠償金額 685 万円
- 男子高校生が昼間、車道を斜めに横断し、対向車線の直進自転車と衝突。相手に重大な障害が残り、賠償金額 9,266 万円
- 赤信号を無視して交差点の横断歩道を走行中オートバイと衝突し死亡させた。賠償金額 4,043 万円

高校生による自転車事故が増加し、それに伴う高額賠償事例も増えてきています。

自転車事故が重く受け止められるようになり、平成 22 年 3 月歩道上での自転車対歩行者の事故の責任は原則自転車側にあるという基準が示されました。

また、令和 2 年 6 月 30 日に道路交通法が改正され、新たに、自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要的急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反などの行為を想定した「妨害運転」が危険行為として取り締まりの対象となりました。

従来の違反行為（「信号無視」や「一時不停止」、傘差し運転やスマホ運転を含めた「安全運転義務違反」等）に加え、これらを含む 15 項目の違反を 3 年以内に 2 回犯すと 14 歳以上に「自転車運転者講習」が義務化されています。

自転車は車両です。くれぐれも自他の安全に注意し、時間の余裕をもって登下校ができるようご家庭でもご指導ください。

令和
2年度

全国高P連

年間掛金
400円×生徒数
(生徒数×9円の制度
維持費を含みます)

賠償責任補償制度のご案内

連会会加盟店校
約55%が
加入済!!

全国高P連 賠償責任補償制度が選ばれる理由!!

Point
1

児童・生徒の賠償責任に特化! 24時間補償で安心!

✓ 学校内・学校外・プライベート中も補償! ✓ 24時間補償! ✓ 最高1億円補償

Point
2

PTA管理下の事故におけるPTAに対する賠償責任も補償!

✓ 生徒だけでなくPTAが賠償責任を問われた場合も補償

Point
3

学校(PTA)単位での加入で安心&簡単!

✓ 掛け漏れなしで安心 ✓ 事務手続きも一括でOK

補償内容

「もしも」のときの経済的負担を補償します。

児童・生徒 日本国における
賠償責任 生徒の行為に起因する
賠償責任を24時間補償します。

より充実したPTA活動をサポートします。

PTA
賠償責任
PTA管理下における日本国内での
PTA活動の遂行に起因する賠償責任
およびPTAの借用している財物損壊等
に対する賠償責任を補償します。

Q 補償を受けることができるのは?

生徒およびその親権者等の法定監督義務者



Q どんなときに補償されるの?

例えば、以下のような事例があります。

- 生徒が休み時間にふざけてガラスを割った。
- 生徒が自転車に乗っていて、誤ってお年寄りにぶつかりケガをさせた。
- 生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。

登下校中や休日などに起きた事故まで24時間補償されます!

Q 支払限度額は?

支払限度額(対人・対物合算)	1事故につき	1億円
免賃金額(自己負担額)	1事故につき	5千円



補償期間(保険期間)

新規加入PTA 令和2年4月1日(水)午前0時～令和3年4月1日(木)午後4時

更新PTA 令和2年4月1日(水)午後4時～令和3年4月1日(木)午後4時

中途加入の場合は、加入申込をした翌月の1日午前0時～令和3年4月1日午後4時です。

Q 支払限度額は?

支払限度額	対人・対物			保管物
	対人	1名につき	5千万円	
		1事故につき	5億円	
免賃金額(自己負担額)	対物	1事故につき	5千万円	対人・対物それぞれ 1事故につき
免賃金額(自己負担額)	対人・対物それぞれ 1事故につき	1千円	10万円	500万円 ^(*)
免賃金額(自己負担額)	対人・対物それぞれ 1事故につき	1千円	5千円	1事故につき

(*) 加入生徒数が50名未満のPTAの場合、保険期間中の支払限度額は10万円×加入生徒数です。

！ご注意

児童・生徒賠償責任

賠償責任補償制度の補償範囲 □・賠償責任補償制度が対応している範囲です。

事故発生場所	学校管理下外 (日常生活中)	学校管理下 (* 1)
主な責任主体	児童・生徒	
補償の対象と範囲	「24時間」の補償	
事故の原因	故意	× (支払対象外)
	過失・不可抗力	○ (支払対象) 学校の管理責任「あり」 × (支払対象外) 学校の管理責任「なし」 ○ (支払対象)

(* 1) 「学校管理下」…「登校から下校までの全ての時間（休み時間中・課外活動中も含みます）」が学校管理下となります。

(* 2) 「学校の管理責任」…日常的な指導状況や事故現場において適切な注意が払われていたかどうか等を総合的に勘案の上、責任の有無や責任の割合を判断致します。

けんかによる加害事故

→けんかによる加害事故については、本人の故意によるものとみなされることが多く、その場合は補償の対象となりません。

アルバイト中の事故

→会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒個人の過失が認められた部分については補償の対象となります。

PTA賠償責任

- 「PTA」とは、保護者と教職員で構成される団体をいい、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、生徒の校外における生活の指導、もしくは地域における教育環境の改善・充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。
- 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただしPTAの構成員であるPTA会員および生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。
- 「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

補償の対象とならない場合(主なもの)

児童・生徒賠償責任

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対する賠償責任
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害
- ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等

PTA賠償責任

共通

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等

PTA活動の遂行に伴う賠償責任のみ

- ⑦自動車、原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑧PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任

保管物に係わる賠償責任のみ

- ⑩被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

本制度の加入について

本制度は単位PTAごとに一括して加入いただき、保護者がPTA会員の生徒全員を補償するものですので、加入申込は単位PTAの担当者が一括して行います。（各単位PTAの申込担当の方は、別途配布しております「手引き」を十分ご確認のうえ、お手続きください。）なお、一旦加入した後は、単位PTAより所定の期日までに更新しない旨の申し出があるか、保険会社より連絡がない場合、引き続き毎年自動更新されます。（原則として契約者である全国高P連にて保険会社に対して更新手続きを行います。）

ホームページでは、賠償責任補償制度について詳しくご紹介しております。

全国高P連

検索

<http://www.zenkouren.org/index.html>



このチラシはPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。保険の内容は「全国高P連賠償責任補償制度の手引き」および「手引き」に掲載している保険約款をご覧いただき、ご不明の点がありましたら下記までお尋ねください。ご加入を申し込みされる方と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申しあげます。

●補償内容についてのお問い合わせ窓口

（引受幹事保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社 TEL.03-3515-4133

担当課 公務第二部文教公務室

（共同引受保険会社）

AIG損害保険株式会社 TEL.03-6848-8480

三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03-3259-4061

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 TEL.03-3349-9588

●制度についてのお問い合わせ窓口

一般社団法人 全国高等学校PTA連合会

東京都千代田区神田佐久間町2-1 奥田ビル301

TEL.03-5835-5711